

監査公表第14号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に係る監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成27年 1 月23日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	堂	前	一幸

財政援助団体監査結果報告

1 監査の実施日

平成26年11月28日（金）

2 監査の対象

（1）団体名

敦賀美方農業協同組合

（2）補助金概要

① 平成25年度共同育苗施設改修事業費補助金

補助金交付額 77,284,000円

② 平成25年度水稻・麦病虫害空中防除推進事業費補助金

補助金交付額 3,396,000円

③ 平成25年度農業経営安定対策事業（直播播種機レンタル助成事業）

費補助金 補助金交付額 473,113円

④ 平成25年度農業経営安定対策事業（農業用使用済資材等適正処理

推進事業）費補助金 補助金交付額 116,000円

⑤ 平成25年度農業経営安定対策事業（園芸作物等推進事業）費補助金

補助金交付額 657,012円

⑥ 平成25年度農業経営安定対策事業（水田農業推進対策農家指導事業）

費補助金 補助金交付額 1,998,900円

⑦ 平成25年度農業経営安定対策事業（米生産調整取組奨励事業）費補助金

補助金交付額 785,000円

⑧ 平成25年度産地育成条件整備事業費補助金

補助金交付額 809,000円

（内訳） 敦賀美方農業協同組合 157,000円

敦賀花き生産組合 75,000円

敦賀美方農協敦賀梅部会 577,000円

3 監査の方法

あらかじめ敦賀美方農業協同組合営農課（以下「営農課」という。）及び農林水産振興課（以下「主管課」という。）から、補助金の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、営農課、福井県経済農業協同組合連合会施設住宅課及び主管課職員の説明を聴取して、補助事業が目的達成のため適正に執行されているか確認を行った。

4 監査の結果

平成25年度に交付した各補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められる。

ただし、次の事項については、適正な措置等をとられ、主管課においては、今後とも補助事業に対し安定した運営が出来るよう指導をお願いする。

（1）補助金の交付について

産地育成条件整備事業については、毎年同じ額を補助するのではなく、どういった効果を出すかという事業に基づいて補助する額の検討をしていただきたい。

（2）既存機械の管理について

産地育成条件整備事業において各農家などに貸し与えている既存機械においては、当初の形態どおりに管理しているか常に把握をしていただきたい。